

協議会における協議事項（案）

1 広域化の方式及びスケジュール

- (1) 広域化の方式
- (2) スケジュール

2 組織

- (1) 消防本部（位置、名称、組織、権限、部隊運用等、指令センター）
- (2) 消防署（管轄区域、消防署等の配置、名称）
- (3) 勤務形態
- (4) 人員配置及び採用計画（広域化後の定員配置、採用計画、職員の配置）

3 職員の処遇等

- (1) 任用
- (2) 給料
- (3) 諸手当
- (4) 階級
- (5) 教育・訓練・研修等
- (6) 貸与物品

4 施設整備

- (1) 消防施設計画
- (2) 通信施設

5 経費負担等

- (1) 経費負担方法
- (2) 財産の取扱い
- (3) 財政計画

6 消防団等との連携確保

- (1) 通常時の連携体制
- (2) 災害時の連絡体制

7 防災・国民保護担当部局との連携確保

消防組織法【抜粋】

(広域消防運営計画)

第34条 広域化対象市町村は、市町村の消防の広域化を行おうとするときは、その協議により、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための計画（以下この条及び次条第二項において「広域消防運営計画」という。）を作成するものとする。

2 広域消防運営計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針
- 二 消防本部の位置及び名称
- 三 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項